

2023年3月6日

## 馬奈木巖太郎弁護士の性加害について

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団

当弁護団事務局長であった馬奈木巖太郎弁護士が自らの依頼者に性的関係を強要し精神的苦痛を与えたとして民事訴訟を提起されたと報じられました。

馬奈木弁護士の行為は、当該依頼者の心身に重大な被害を与えたもので、到底許されるものではありません。

それにとどまらず、原発事故の責任を追及し被害の完全救済を目指す生業訴訟に参加された多くの原告、そして同様の目的の下に協同の取り組みを進めてきた全国の原告団・弁護団、さらにはこれらの訴訟を支援して頂いてきた多くの市民の方の信頼を裏切るものといわざるを得ません。馬奈木弁護士は、当弁護団の退団勧告を受けて、既に生業訴訟の代理人を辞任していますが、当弁護団としては、活動の中心を担ってきた弁護士がかかる信頼を裏切る行為に及んだことについて、重い責任を痛感しております。生業訴訟の原告をはじめとする原発事故被害者及び支援者の方々に対し、心からお詫び申し上げます。

当弁護団は、原発事故の責任を追及し被害者の完全救済を目指すという当初からの目的、とりわけ国の責任を否定した昨年6月17日の最高裁判決の誤りを全国の関係訴訟と力を合わせて正すという目的の実現に向けて、引き続き全力で取り組んでいく所存です。

以上